とよたファミリー・サポート・センター会則

（名　称）

第１条　本会は、とよたファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

（目　的）

第２条　センターは、地域において育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者を組織化し、相互援助活動を行うことにより、児童福祉の向上を図ること、及び仕事と育児の両立等を支援し、もって安心して子育てができる環境づくりに資することを目的とする。

（事務所）

第３条　センターは、事務所を豊田市若宮町一丁目５７番地１の豊田市駅西口市街地再開発ビルＡ館（通称Ｔ－ＦＡＣＥ Ａ館）９階に置く。

（利用日及び利用時間）

第４条　センターの利用日は、次に掲げる日を除く日とする。

（１）　火曜日

（２）　１２月２９日から翌年１月３日まで

２　センターの利用時間は、午前１０時から午後６時までとする。

３　市長は、前２項の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、臨時に利用日又は利用時間を変更することができる。

（会　員）

第５条　会員は、センター事業の目的を理解し、育児の援助を行いたい者（以下「協力会員」という。）又は育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）であって、次に掲げる要件を満たし、センターの承認を得た者とする。

（１）　協力会員は、豊田市に在住し、心身共に健康で積極的に活動できる者で、相互援助活動に関し理解と熱意を有する者とする。

（２）　依頼会員は、豊田市在住又は在勤者とする。

２　協力会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。（以下「両方会員」という。）

（入　会）

第６条　依頼会員として入会しようとする者は、入会申込書兼登録票（様式第１号その１）をセンターに提出しなければならない。

（２）協力会員として入会しようとする者は、入会申込書兼登録票（様式第１号その２）をセンターに提出しなければならない。

（３）両方会員として入会しようとする者は、入会申込書兼登録票（様式第１号その３）をセンターに提出しなければならない。

２　会員は、入会に際して、センターの実施する所定の講習を受講しなければならない。

３　センターは、第１項及び第２項を満たした依頼会員、協力会員及び両方会員（以下「会員」という。）に対し、入会の承認をするものとする。

４　センターは、入会を承認した協力会員及び両方会員に対し、会員証（様式第２号）を発行するものとする。

５　会員は、登録された事項に変更が生じたときは、変更・退会届（様式第３号）により、速やかにセンターに連絡しなければならない。

（研　修）

第７条　会員は、資質向上を目的とした研修を受けるものとする。

２　協力会員及び両方会員は、入会時及び入会した年度の末日から５年を経過するごとに、センターの実施する緊急救命講習及び事故防止に関する講習を受講しなければならない。ただし、会員がセンター以外で同内容の講習を受講した場合、講習を実施した機関の発行する証明書を提出することで、これに代えることができる。

（事故等報告）

第８条　会員は、相互援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに通知し、所定の手続をしなければならない。

２　前項に規定する措置が実施されていない場合は、当該事故については、保険の対象としない。

３　会員は、相互援助活動中に生じた事故については、当該相互援助活動の当事者である会員間において解決しなければならない。

（会員の心得）

第９条　会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（１）信義に基づき、誠実に相互援助活動を行うこと。

（２）相互援助活動により、知り得た他人の家庭の事情等を漏らさないこと。

（３）センターを政治、宗教、営利等の目的に利用しないこと。

（４）物品の斡旋、販売等を行わないこと。

（５）協力会員として活動する者は、活動時に会員証を携帯すること。

（６）前各号に掲げる事項のほか、センターの目的に反する行為を行わないこと。

（損害賠償）

第１０条　会員は、故意又は過失により、センターの建物、附属設備若しくは物品を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りではない。

（退　会）

第１１条　会員が退会しようとするときは、変更・退会届（様式第３号）又は電話により、センターに退会の連絡をするものとする。ただし、依頼会員の末子が小学校を卒業する年度の末日に達するときは自動退会とし、会員からの連絡は不要とする。

２　会員は、退会に際して、センターから発行された会員証その他センターが指示する書類等を当該会員の責任において破棄しなければならない。

３　会員が、正当な理由なく、センターからの連絡に長期間又は複数回にわたって応答をしない等、会員としての活動意思が確認できないときは、センターは当該会員を退会したものとみなす。

（登録の抹消）

第１２条　会員は次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消されるものとする。

（１）死亡したとき。

（２）故意若しくは重大な過失又は不正な行為によりセンターに損害を与えたとき。

（３）相互援助活動に関し、不正な行為をしたとき。

（４）相互援助活動に著しく適さないと認められるとき。

（５）この会則に違反したとき。

２　センターは、登録を抹消した会員に対し、その理由を明示し、速やかに通知しなければならない。

（相互援助活動の対象となる子ども）

第１３条　相互援助活動の対象となる子どもは、０歳から小学校６年生以下（以下「子ども」という。）の児童とする。

（相互援助活動の内容）

第１４条　相互援助活動の内容は、次に掲げるものとする。

（１）こども園、幼保連携型認定こども園、私立幼稚園又は放課後児童クラブ等（以下「保育施設等」という。）の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり

（２）保育施設等までの送迎

（３）学校の放課後の子どもの預かり

（４）冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり

（５）買い物等外出の際の子どもの預かり

（６）リフレッシュ時の一時預かり

（７）前各号に掲げるもののほか、育児のために必要な援助活動

２　協力会員が依頼会員の子どもを預かる場合は、原則として協力会員の自宅において行うものとする。

３　援助活動は、子どもの宿泊は行わないものとする。

（相互援助活動の実施方法）

第１５条　依頼会員は、援助を必要とする場合には、センターに対し、援助の申込みをしなければならない。

２　依頼会員から援助の申込みを受けたセンターは、援助の内容、日時等を確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められる協力会員を選考し、当該依頼会員に紹介するものとする。また、センターは、援助の申込内容等を事前打合せ依頼票（様式第４号）に記録するものとする。

３　前項の規定により紹介を受けた依頼会員は、センター、子どもつどいの広場又は地域子育て支援センター（以下「センター等」という。）職員の立会いのもと、当該協力会員と申込みの援助の内容等について事前に十分な協議を行い、援助活動の実施を相互に決定するものとする。また、センター等は、協議した内容を、事前打合せ内容記録票（様式第５号）に記録するものとする。

４　依頼会員は、協力会員に対し、申し込んだ援助以外の援助を求めてはならない。

5　依頼会員は、依頼した事項を変更する場合は、センター及び協力会員に連絡しなければならない。

6　援助活動の終了後は、協力会員と依頼会員は援助の実施内容を相互に確認した上で、援助活動報告書（様式第６号）を作成し、相互に保管しなければならない。

7　協力会員は、その月の援助活動報告書をまとめて、翌月の 10 日までにセンター等に直接又は郵送にて提出するものとする。

直接又は郵送にて提出できない場合、電子媒体にてとよた子育て総合支援センターへ援助活動報告書の写しを提出することで、これに代えることができる。

（相互援助活動の中止等）

第１６条　次の各号のいずれかに該当したときは、協力会員の援助は中止する。

（１）　依頼会員から辞退の申出があったとき。

（２）　依頼会員の子どもが健康を害し、又は入院するなどの理由により、実施すべき援助が受けられなくなったとき。

（３）　協力会員が疾病等により援助を行えなくなったとき。ただし、一時的に行えない場合を除く。

2　前項第３号の場合において、協力会員は、援助を行えなくなった旨を直ちにセンター等に連絡しなければならない。

3　前項の連絡を受けたセンター等は、依頼会員に他の協力会員を斡旋し、その承諾を得るものとする。

（報　酬）

第１７条　依頼会員は協力会員に対し、援助の内容等について事前に行う協議及び援助活動が終了した都度、別に定める基準に従って援助の報酬を支払うものとする。

（交流会）

第１８条　センターは、交流会を開催するものとする。

2　交流会は、センター、会員及び会員の家族をもって構成し、会員相互の交流を図り、情報交換等を行う。

附則　この会則は、平成 12 年６月１日から施行する。

附則　この会則は、平成１４年４月１日から施行する。

附則　この会則は、平成 16 年３月１日から施行する。

附則　この会則は、平成 20 年４月１日から施行する。

附則　この会則は、平成 23 年４月１日から施行する。

附則　この会則は、平成 25 年４月１日から施行する。

附則　この会則は、平成 31 年４月１日から施行する。

附則　この会則は、令和３年 12 月１日から施行する。

附則　この会則は、令和５年４月１日から施行する。

とよたファミリー・サポート・センター報酬に関する基準

とよたファミリー・サポート・センター会則第１７条の規定に基づき報酬の基準を次のとおり定める。

1　報酬の基準は、次のとおりとする。

（１）　月曜日から金曜日

ア　午前７時から午後７時まで　　１時間当たり　６００円

イ　アの時間以外の時間　　１時間当たり　７００円

（２）　土、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに１２月２９日から翌年１月３日まで

ア　午前７時から午後７時まで　　１時間当たり　７００円

イ　アの時間以外の時間　　１時間当たり　８００円

2　援助の内容等について事前に行う協議及び援助活動を実施した場合の援助時間は、次に掲げる時間とする。

（１）　援助の内容について事前に行う協議の場合は、協力会員が自宅を出発した時から協議を終了し帰宅した時までとする。

（２）　子どもを自宅で預かる場合は、協力会員が子どもを預かった時から依頼会員が子どもを迎えに来た時までとし、預かるために協力会員が自宅まで送迎をしたときは、その時間を含める。

（３）　こども園、幼保連携型認定こども園、私立幼稚園又は放課後児童クラブ等（以下「保育施設等」という。）へ送迎の場合は、協力会員が依頼会員から子どもを預かり保育施設等に送り届けるために自宅を出発し帰宅した時まで、及び、協力会員が保育施設等から子どもを引き受け依頼会員へ引き渡すために自宅を出発し帰宅した時までとする。

3　１時間未満の時間の算定については、援助時間の合計が１時間に満たない場合は１時間とし、援助時間の合計が１時間を超える場合は３０分までは半額、３０分を超えるときは１時間として計算する。

4　上記の基準２の（２）及び（３）の場合において、同一の協力会員に兄弟姉妹等複数の子どもを預けたときは、２人目からは半額とする。

5　依頼会員が援助活動の実施を取り消した場合は、次のとおり取消料を協力会員に支払う。

（１）　前日までの取消　　無料

（２）　当日取消　　上記基準により算定された報酬額の半額

（３）　無断取消　　全額

ただし、上記の基準（２）及び（３）に該当する場合であっても、風水害又は地震等により安全が確保できない場合の援助活動については、会員間での話し合いにより取消料を無料とすることができる。

6　食事、ミルク、おやつ、おむつ等は、原則として依頼会員が用意する。なお、これらについて協力会員に費用の負担をかけた場合は、依頼会員が実費相当額を協力会員に支払う。